

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(1) 「ディフェンセラ」(ポーラ化成工業株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、個別品目の表示許可にかかわる審議に入りたいと思います。今回は全て新規の審議品目となります。

初めは、ポーラ化成工業株式会社の「ディフェンセラ」についてです。

消費者庁から御説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 1品目め「ディフェンセラ」についてです。

申請書概要のアのタブを開き、表示許可申請書をごらんください。

申請者はポーラ化成工業株式会社、商品名は、その下にございます「ディフェンセラ」となっております。

アの8ページ、7、許可を受けようとする表示の内容についてですが、「本品は、米胚芽抽出物に含まれるグルコシルセラミドの働きにより、肌の調子を整えるので、肌が乾燥しがちな方に適しています」となっております。

アの9ページ、10、栄養成分量及び熱量についてです。関与成分グルコシルセラミドは、1包1.5グラム当たり1.8ミリグラム含有されているということになっております。

続いて、アの10ページの上、1日当たりの摂取目安量についてですが、「1日1包を目安に、開封し、そのまま口に入れるか、水とともにお召し上がりください」となっております。

続いて、12、摂取する上での注意事項についてですが、「本品は粉末のものになっておりますので、本品を摂取する際に喉の奥に入れるとむせる場合がありますので御注意ください。個包装を開封後は、保管せず速やかに召し上がりください。原材料を御確認の上、食物アレルギーの心配のある方は摂取をお避けください」となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

次に、調査会での審議状況の説明を事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 配付資料の1-1をごらんください。

「ディフェンセラ」に係る審議経過。諮問は平成26年7月31日、調査会は、平成26年8月28日、平成27年1月23日、平成27年4月20日、平成28年8月9日に御審議をいただいております。

主な指摘と回答についてです。本申請品に含まれるグルコシルセラミドを通常の食事から摂取されるグルコシルセラミドと比較した場合、どのような理由で申請品に含まれるグルコシルセラミドのほうが有意に効果があると判断できるのかを確認。(1)は、植物性及び動物性食品を含め、日常的な食事から摂取されるグルコシルセラミドの量はどの程度であるか。

(2)は、米胚芽由来グルコシルセラミド摂取量1.8ミリグラム/日が日常の食事から摂取するグルコシルセラミドより有意に効果があるとする根拠について。

第37回新開発食品調査部会 議事録

回答（１）につきましては、日常的な食事から摂取するグルコシルセラミド量は、高カロリー食及び低カロリー食に含まれるグルコシルセラミド量、代表的な植物に含まれるグルコシルセラミド量から１日約50ミリグラム程度と推定という回答でございます。申請書を見ていただきまして、第16回回答書の３ページ目に記載されております。

回答（２）につきましては、人工消化液及びヒトを対象とした米胚芽由来グルコシルセラミドの血中への吸収性試験を実施。結果、経口摂取した米胚芽グルコシルセラミドが血中に吸収され、血液を通して全身の皮膚に移行したと考えられるデータが得られた。この回答につきましては、第17回調査会回答書の７ページをごらんください。試験中における血中濃度の変化量を見ると、米胚芽由来グルコシルセラミド1.8mgを摂取すると、□□上昇すると考えられる。この変化は、セラミド合成酵素のメッセンジャーRNA発現量を亢進する濃度と同程度であることから、米胚芽由来グルコシルセラミドを1.8mg摂取したとき、□□を含むスフィンゴイド塩基が皮膚へ移行し、表皮細胞においてセラミド合成を促進すると考えられる。

今回実施した血中濃度確認試験人工消化液試験の結果及び有効性試験結果から、米胚芽由来グルコシルセラミド摂取量1.8 mg/日は、日本人が日常の食事から摂取するグルコシルセラミドより有意に効果があると考えます。

次に、資料１－２をごらんください。こちらの比較表は、「ディフェンセラ」と他社既許可品の比較表でございます。これをまとめさせていただきましたのは、主に許可を受けようとする表示の内容と、摂取上の注意事項につきまして御意見をいただければと思い、まとめさせていただきました。

まず「ディフェンセラ」でございますけれども、許可を受けようとする表示の内容、「本品は米胚芽由来に含まれるグルコシルセラミドの働きにより、肌の調子を整えるので、肌が乾燥しがちな方に適しています」。既に他社製品の許可表示でございますけれども、修正前は、「本品は、グルコシルセラミドの働きにより肌の調子を整えるので、肌が乾燥しがちな方に適しています」。修正後は、「本品は、肌から水分を逃がしにくくするグルコシルセラミドを含んでいるので、肌が乾燥しがちな方に適しています」。

摂取上の注意につきまして、「ディフェンセラ」のほうでございますけれども、「本品を摂取する際に、喉の奥に入れるとむせる場合がありますので御注意ください。個包装を開封後は、保管せずに速やかに召し上がりください。原材料を御確認の上、食物アレルギーの心配のある方は摂取をお避けください」。他社製品でございますけれども、修正前は、「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません」。これは第二調査会のときに指摘がございまして、「本品は皮膚疾患の治療薬ではありません。また、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません」というふうに修正をお願いしております。これにつきましては、アトピー性皮膚炎等の方がこれを飲むことによりまして治療するものと誤解されると困るというような意見がございましたので、このような注意書きを第二調査会のほうで指摘をお願いしております。

説明は以上でございます。

第37回新開発食品調査部会 議事録

○阿久澤部会長 どうぞ、お願いいたします。

○消費者委員会事務局 申しわけございません。事務局から補足で御説明させていただきます。

許可を受ける表示の内容について、□□のほうを直した理由が、当部会で1年ぐらい前に第3期の最後の部会でこの□□の製品を御議論いただいております。ですので、第4期からお加わりいただいた先生方は御存じない品目になるのですけれども、□□のほうにも、「肌の調子を整えるので」という言葉がありました。その肌の調子を整えるというのが、根本から整えるという意味にとれるのではないかと。これは表面的に水分の保湿をする、保湿を保つという製品なので、そこまでは言えないだろうという御議論がかなりございまして、であればどういう表現がいいのかということで、申請者のほうに文案の修正をお願いした結果が現在のものとなっております。ですので、この許可表示を同じものにしろという指摘は今回も当然できないですが、それは申請者の自由です。ただ、1点、「肌の調子を整えるので」という表現については、前の申請品と今回の試験結果にそれほど差がございませんので、同じように御審議いただいて、この表現をこのままでいいのかどうかというところは1点御確認をいただきたいと思っております。

以上です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、これらにつきましての御意見をいただければと思います。ただいま事務局のほうからも問題点と思われる内容の御指摘がありました。どなたかございますでしょうか。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 意見というよりも補足的な部分でございます。この「ディフェンセラ」の関与する成分であるグルコシルセラミド、あるいは別の会社が出された「□□」の製品の関与する成分、それを抽出する部分のところは違うものから抽出しているのですけれども、有効性、安全性など、そういう点からほぼ同じようなデータを出されておられました。時間が長かったのは、□□から出ている「□□」がこの部会で議論になっているときに、本当に少ない量で、本来であれば50mgぐらいとっているうちの少ない量で有効性が明確に出てくるものですかという議論がずっとありました。それで第3回目に同じような指摘をしまして、その結果、調査会の中ではその指摘事項に従ったというか、認めたという経緯で、後半の1年間ぐらいはそのような状態でした。

それから、次に指摘を出した場合には、安全性を見たヒトの試験において、その計算結果からこの検査をした人の病状というのでしょうか、それについて問題はなかったのかという指摘と、対照とした成分に全くこのグルコシルセラミドが入っていないということを保証しない限り、ほんのわずかのものですから、そのことを指摘しました。その結果、今の時点では、もっともっと詳しく分析すれば明確に、いわゆるゼロ回答というのでしょうか。成分が入っていないというのは、なかなか楽なようで難しい試験の断定なのですけれども、現在関与する、あるいは行う試験においては、対照成分となるものにグルコシルセラミドが入っていない。片一方では、わずかながらですが1.8mg入っている。そういう結果の比較で、肌の乾燥を抑えることが認められているということで、調査会としては承認したという経緯です。

文言については、ただいま事務局から御説明があったように、こういうことがあるので、いろ

第37回新開発食品調査部会 議事録

いろ行ったり来たりはしているのですけれども、一応このままで提出されているということでございます。

以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。審議の経過等を踏まえての意見でございました。

どうぞ、お願いいたします。

○寺本委員 私の理解が悪いのかもしれないですけれども、これは結局、他社既許可品のほうの修正後というものに、本品の申請もこのような形に変えるということでの理解でよろしいのですか。

○阿久澤部会長 事務局、お願いいたします。

○消費者委員会事務局 全く同じものにしろということを当方から事業者に対して申し上げることはできないのですけれども、同じ言葉、先ほどちょっと御説明した、「肌の調子を整えるので」と、その言葉がそのままいいかどうかという比較として出させていただきました。その部分を□□の場合は、肌から水分を逃がしにくくするという、データからわかっているそのままの言葉に変えられたという状況でございます。

○寺本委員 私も確かにそのように記憶していて、「調子を整える」というといろいろな表現になってしまうので、あの研究自身は保湿効果を見ているだけなので、このような端的な表現のほうがいいだろうと思うので、できればこのような形に変えていただくほうがいいのかという気がしてお聞きしていたのです。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○消費者委員会事務局 もう一つ、今、保湿という言葉を頂戴しまして、その言葉でいいのではないかとということで、一旦部会のほうでは御意見をいただいていたのですが、厚生労働省のほうでちょっといかななものかという話になりまして、こういった表現になったという経緯がございます。

○阿久澤部会長 既許可品、既に私たちが審議したものと同等だと、それに対してこの許可を受けようとする表示が、以前に私たちが指摘した、「肌の調子を整える」というところがそのままあっていいのかということになるろうかと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

木戸委員。

○木戸委員 私も、既許可のものの表現に相当する表現のほうがいいと思います。

それから、もう一つ別の話をしたいのですけれども、それはこの議論が終わってからにさせていただきます。

○阿久澤部会長 では、とりあえずここを皆さんに伺って。いかがでしょう。

どうぞ。

○山田委員 私も、「□□」のほうに表現があるほうが、一般の消費者から見れば、同じ成分で同じ量なのに違う有効性の表現だと、どう違うのという困惑というのでしょうか、そういうことを生じかねないと思いますので、少なくともこの2つに関しては、出どころが違うとはいえ同じ

第37回新開発食品調査部会 議事録

関与する成分で、量も1.8mg、そろっているのですね。大変不可解な点もあるのですけれども、同じ表現にするべきだと私自身は考えています。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

そのほか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 私も同じ意見です。実際にこの「ディフェンセラ」のヒト試験も経表皮水分蒸散量しか測ってなくて、それは前の製品と同じです。それなのに保健の機能に関する記述がちょっと変わるの、ある意味フェアでないし、誤解を招きやすいので、同一にさせていただくように助言をするのが望ましいのではないかと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

では、この表示の「肌の調子を整えるので」というところにつきましては、「□□」のときに指摘したような内容で指摘して、「ディフェンセラ」がどのような表現にしてくるかという形でよろしいでしょうか。こちらから、これと同じようなことでというのではなくて、ポーラさんのほうから、このように修正できるということを伺った上で判断するというので、ここにつきましてはよろしいですか。

ではそのようにいたします。

それでは、木戸先生のほうから。

○木戸委員 今回の資料1-1の回答についてです。これはぱっと読んで、回答になっていないと私は感じております。まず1番目で、どれぐらい含まれているか。これは1日約50mg程度と推定しているということで、これでいいわけですが、2つ目の、日常食事から摂取するグルコシルセラミドよりも有効に効果があるとする根拠については、回答(2)のところで述べている内容だけでは、それを説明しているとは言えないように思います。

ただ、以前の第17回の調査会の回答の5ページには、人工消化液を使った試験で、食事由来のものの消化率が悪いので、50mgミリグラムとったとしても、そのものを1.8mgとったときのほうが良いというようなことが書かれております。それを人工消化液だけで比較できるのかというところが一つの疑問でもあったわけです。そういったことから、今回の回答は答えられていないと判断いたしました。

ほかの方の御意見をいただきたいと思います。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。回答にはなっていないという御意見なのですが、ここについて、どなたか御意見ございましたら。

どうぞ。

○木戸委員 もう一つつけ加えますと、今回の1.8mgで□□というのは、実際には9mgを摂取したときの血中濃度がこれだから、1.8mgではこれぐらいになるだろうという、これは実測値ではなくて推定値で話をしているところも、少し腑に落ちないところでもあります。

基本的には、既に許可品があるのでこれがだめだということを行っているのではなく、こちらからの質問に対する回答の姿勢であるとか、それに余り誠意といいますか、きちんと答えるとい

第37回新開発食品調査部会 議事録

う姿勢が見られにくいところに少し疑問を持っているわけです。これがだめだということではないのですけれども、少し誠意がないのかなと感じております。

○阿久澤部会長 どうぞ、事務局、お願いいたします。

○消費者委員会事務局 事務局からの説明が足りずに申しわけありません。

□□のときは、こういった試験もされておらず、理論上の話だけで説明をされて、もうこれ以上試験はさせられないだろうということで許可を出したという経緯がございます。御参考として、今から□□のときと同じ回答を配らせていただきます。今からお配りするものをござんいただいた上で、これについて再回答を求めるかどうか、御審議をいただければと思います。

○阿久澤部会長 どうぞ、お願いいたします。

○山田委員 ある意味では、木戸委員が言われるように、正論からの答えではなくて、状況証拠を集めてきて、この程度でしょうというような答えという部分があると思います。□□の「□□」が諮問された時期が平成23年ですけれども、実際にはその前からだったのですね。厚労省から消費者庁に管轄が移るときに一旦閉めて、その後、経緯があって、大体「□□」の検討がうまく進んできたという段階が見え始めて、「ディフェンセラ」を平成26年に提出してきた。

部会でのいろいろな議論の中で幾つかの指摘があり、私たち調査会としても余り指摘をしてこなかった部分について、まだ部会に行っていないので、比較的実験研究が加えてやれるような指摘を何度かしたということになります。その結果の回答が今のようなことで、木戸委員が言うように、きちんと真正面から答えているかということ、なかなかそうとは言いにくい部分がありますが、基本的なin vitroの試験をやって、そしてin vivoでの観察、そういうことで繰り返すけれども、状況証拠からこうなるのではないのでしょうかという回答だったと思います。そういうところで、私たちも前例にのっとりたといえましょうか、その回答で承認したということも事実でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

久代委員、どうぞ。

○久代委員 今までも特保商品では、厳密な機序について証明は求めてこなかったように思います。本食品は二重盲検群間試験で対照群との間に有意差が示されていますので、機序について、改めて考察したという気がしています。それがどこまで正しいかどうかは別として、関与成分については、既許可食品と同量が含まれていますので、厳密な機序については今後の課題かもしれませんが、ある程度合理的に推論できる範囲内での考察が示されていると考えて、よろしいのではないかと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 私も同じような補足ですけれども、この問題は、そもそもヒト試験で有意差が出て、効いたという評価ができた。だけれども、メカニズム的には、今、久代先生が言われたようにわからない部分があるということと、50mgも一般の通常の食品からとっているのに、1.8mgで効くというのはどう考えてもおかしいだろうという疑念から、そのところを明らかにしようとして、

やりとりをしたという記憶があるのです。

その結果、どうすればそれを証明できるのかと向こうもいろいろ考えて、これは前の製品のときだったかもしれませんが、人工消化のような方法をとって、50mgと1.8mgの謎を解こうということをやったところ、実際の食品の中では、消化されにくいなどの理由で、50mg摂取しても数ミリグラムぐらいしか吸収されていない可能性が見えてきたということがあったと思うのです。その辺のいろいろな状況をあわせて見ると、1.8mgでも効いたと考えるしかない、これは現時点では仕方がないかなと我々も考えて、承認してよろしいのではないかという結論を出したように記憶しております。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

木戸委員、どうぞ。

○木戸委員 私も、承認がこれでは無理だということを言っているのではないのですが、今、回していただいた既に許可を得ているものにつきまして、例えばこんにやくセラミドを摂取した健康人の摂取前後の血液中のグルコシルセラミド及びその代謝産物を分析したところ、いずれも検出限界以下でしたというような、これは事実として、現時点ではどうしようもなかったということもわかるのです。そして、そこで代替法として人工消化実験とラットを用いた吸収実験を実施したというようなことが、ここには記載されているわけですが、今回のこの回答では、ヒトでどうだったか。それで、そこがうまくいかなかったから人工消化液試験を行ったとかいうことであれば、少し説明になっているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

○木戸委員 これは私が変なところでこだわっているだけであって、基本的には既許可製品があり、そして物質も同じで、量も同じで、臨床効果も得られているということで、これを否定するものは何もありませんので、そのまま進めていただければと思います。

○阿久澤部会長 余りにも安易すぎるだろうというところですね。

○木戸委員 やはり先発メーカーといいますか、最初に苦労したところはとても苦労したのだろうと思うのです。そして、それにこんにやくではなくて違うものを使って同じ製品でという、そのときの姿勢ですね。そのあたりに見え隠れする結果、多分大丈夫だと思うのですけれども、品質管理であったり、そういったような問題が起こらないとか、いろいろ脳裏をかすめるわけです。

○阿久澤部会長 私もそこはすごく同感でしたので、ちょっと考えてしまったのですけれども、そうしましたら、今、木戸委員から御指摘の点については、ほかの委員からの御意見もあるように、ヒト試験でも有意はありますし、メカニズムが明確でないということは以前の「□□」、こんにやくからのグルコシルセラミドの件と同様ということからすれば、同等ということで考えてよろしいということで、よろしいでしょうか。

では、そのほかの点について何かございますか。よろしいでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○志村委員 別のことなのですが、資料のアの10に書いてある1日当たりの摂取目安量のところ

第37回新開発食品調査部会 議事録

です。このものの形態がどうなっているかよくわからないのですが、「1日1包を目安に開封し、そのまま口に入れるか、水とともにお召し上がりくださいと。」これは口の中で溶かして摂取するという意味なのですか。

その上で、その下に摂取をする上での注意事項として、喉の奥に入れるとむせる場合があると書かれているのですが、一体どうやって食べるのだろうと、ちょっと見ていてわかりにくいので、どうでしょうかということです。

○阿久澤部会長 消費者庁のほうから、この件につきまして御説明をお願いしたいのですが。

○消費者庁食品表示企画課 この摂取の方法なのですが、粉末のものを溶かして飲むということではなくて、粉のものを口に入れて、そのまま飲み込むということが方法の一つとして挙げられていて、加えて、水を飲み込むことで流し込むという方法も、計2つ挙げられているという表現になっているということです。

○志村委員 例えば安全性試験で、そのまま口に入れて水を使わずに飲み込んでというようなことで実際に行われたケースがあるのか、ないのかというあたりはどうでしょうか。もしそのまま口に入れて、喉の奥に入れてむせてしまったら誤嚥の可能性等が出てくるかなと思っております。

○阿久澤部会長 いかがでしょう。消費者庁のほうから何か、今までのことも含めて。

○消費者庁食品表示企画課 これまでにこういった粉をそのまま直接飲むというものの例があったかどうかはすぐにはお答えできませんけれども、おっしゃられるとおり、粉状のものをそのまま飲み込むということが物理的にできるかどうかということもありますので、それに加えて水とともにお召し上がりくださいというような補足があるということと、あと、粉ということもあって、むせる懸念があるということが考えられますので、摂取をする上での注意事項に、喉の奥に入れるとむせる場合がありますのでという注意事項が補足されていると考えております。

1点だけ補足なのですが、表示見本のところに、イの2ページですけれども、右側のところに、「本品は口溶けがよく、そのまま口に含んでもお召し上がりいただける粉末顆粒食品です、ユズの香りとともに甘酸っぱさが広がります」という記載がございまして、粉としても苦にならないような摂取の方法が期待できるということが示されているものでございます。

○阿久澤部会長 どうぞ、山崎委員、お願いします。

○山崎委員 現物が見本として調査会に出たのでしょうか。顆粒と書いてあるから、造粒化されているのだったら、例えば医薬品でいったらドライシロップの状態ですが、おわかりになりますか。あるいは顆粒状の調味料を考えていただければいいのですが、顆粒は粉薬よりは飲みやすいはずなので、飲む人のことを考えていると思います。

○阿久澤部会長 事務局、どうぞ。

○消費者委員会事務局 今の御質問があった、これの見本は来ておりません。ですので、どなたもごらんになっていない状況です。

もう一つ、そのまま経口摂取すると、水で流し込むというのではない場合、ほかの申請品目の場合の並びとしての補足ですけれども、過剰摂取は大丈夫なのかというような質問をしているのが通例でございます。

第37回新開発食品調査部会 議事録

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかの点で何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 先ほどの資料1-2で御説明をした摂取上の注意のところはいかがいたしましょうか。□□のほうには、皮膚疾患のものではないというのを入れておりまして、同じように入れるべきでしょうか。

○阿久澤部会長 摂取上の注意のこと。そうですね。失礼しました。

いかがいたしましょうか。先ほどの表示の箇所と同様に、摂取上の注意のところです。既許可品のような修正をしていただいているという経緯がございますが、いかがでしょうか。

○山田委員 先ほどと重なりますけれども、「□□」は液体ですが、「ディフェンセラ」は粉の場合が多いときには、関与する成分、それから有効性も同じようなものであれば、誤認してこれを肌の保湿というか、乾燥しがちな方という同じ文言にして、間違えないようにするには、同じような修正が必要であるのが妥当だと思います。

○阿久澤部会長 摂取上の注意についても同様ということですね。

寺本委員、どうぞ。

○寺本委員 これは基本的に、いわゆる健康食品というか、特保の根本精神になると思うのです。ですから、病気を治すものではないという言葉はどうしてもどこかに必要だと思うので、これは入れていただいたほうがよろしいかと思いますので、入れたほうが私はいいと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

戸部委員、どうぞ。

○戸部委員 私も入れてもらったほうがいいと思います。液体よりも粉のほうが過剰摂取しやすい状況なのかなと思いました。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

では、取り扱い上の注意についても、既許可品同様の修正を指摘するというところでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 摂取上の注意のところで、「食物アレルギーの心配のある方は摂取をお避けください」というのは、ここでそういう表記をすることが妥当かどうかの御議論をいただきたいと思うのです。「食物アレルギーのある方は摂取をお避けください」と書いてありますけれども、この文言も必要でしょうか。

○阿久澤部会長 これについて、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○清水委員 ちょっと私も判断つかないのですが、アレルギーだとすると、米アレルギー

第37回新開発食品調査部会 議事録

とユズアレルギーですか。あえて一々そう表示すると、ほかの製品もみんなそういうふうを書くことになって、そこまでやる必要があるかどうかは個人的には疑問に思います。

○阿久澤部会長 何か広過ぎますね。食物アレルギーと。

○久代委員 アレルギー表示については、指針が示されているのではないのでしょうか。

○阿久澤部会長 戸部委員、どうぞ。

○戸部委員 特定原材料あるいはそれに準ずる原材料という範囲に入っていないから、米、ユズについて、ここで注意喚起を意図しているのかなと思ったのです。ここは申請者の判断でいいのかなと思いました。

○寺本委員 私も、あえて抜けという理由はないという気がするのですが、ただ、注意事項が余りにもだらだら長くてもどうかという気はするのですけれども、向こうがあえて言ってきているのに、もしもアレルギーで何か起こった場合に責任をとりにくいですね。ですから、それは入れておいてもいいのではないかという気がします。

○阿久澤部会長 入れておくか、指摘の際に、記載している理由を何うのも一つかなと思いますが、いかがいたしましょうか。

これについては、先ほどの既許可品と同じような形での修正依頼と、また、この食物アレルギーのところの記載の理由を何うということでもよろしいですか。それとも、確かにこちらでこれを削除するほうがいいと言うのもどうかと思いますし、このまま置いておくのも。

○久代委員 事業者に表示した理由を確認するというので、よろしいのではないかと思います。

○阿久澤部会長 では、そのような形で指摘をさせていただくことにいたします。

どうぞ、事務局のほうから。

○消費者委員会事務局 回答が戻ってきた場合につきまして、これは継続審議といたしますか。また、部会長預かりという形のどちらに。一応、許可表示文言と注意事項等でございますので、今までですと大体、部会長預かりということが多かったのですが。

○阿久澤部会長 そうですね。ただ、このアレルギーのところはどういう回答が帰ってくるかなのですけれども。

○消費者委員会事務局 そうしましたら、もう一度。

○寺本委員 これは部会長預かりでよろしいのではないですか。要するに、抜くというのも会社の判断ですし、それを入れるというのも会社の判断なので、そこにあえて何ももう一回審議する必要はないと私は思いますので、部会長預かりでいいと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。では、そうさせていただければと思います。

○消費者委員会事務局 そうしましたら、部会長預かりということで。

○阿久澤部会長 それでは、ほかにならなければ、この審議はこれまでということで、今までの審議をまとめて整理いたしまして、処理の方法について確認をしたいと思いますが、事務局のほうからお願いいたします。

○消費者委員会事務局 この指摘といたしまして、許可表示の内容と摂取上の注意事項。摂取上の注意事項の1つは食物アレルギーの記入につきまして。表示の内容と摂取上の注意につきまし

第37回新開発食品調査部会 議事録

ては、他社にお願いしているのと同じような内容で指摘を出させていただくという形です。あと、摂取上の注意で書いている食物アレルギーにつきましては、なぜここに記入をしていたのか理由をお伺いするという形で指摘を出させていただきたいと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

ただいまの報告の内容でよろしいですか。

どうもありがとうございました。